

## 雇用のあり方、取組み方

—会員企業の立場から雇用の現状、問題点を考える—



第39回

**中小企業も月60時間超の時間外労働の割増率が50%に**

株式会社ヒューマンリソースみらい

代表取締役 荒木康之  
(特定社会保険労務士)

## 深夜労働・休日労働の取り扱い

月60時間を超える時間外労働が、深夜（22時から5時まで）の時間帯に行われた場合には、深夜割増賃金率25%に時間外労働の割増賃金率50%を加えて合計75%の割増率で賃金を支払うことになります。

法定休日（労働基準法第35条に定める週に一日あるいは4週に4日の休日）に行つた労働時間は、時間外労働には含まれません。よって60時間超の時間外労働に含める必要はありません。休日労働の賃金割増率は従来と変わらず35%です。しかし法定休日ではない休日に労働し、週の法定労働時間の40時間を超えた場合には、超過した時間は時間外労働となり月60時間超の時間外労働の算定に含まれます。例えば、月曜から金曜まで一日8時間労働となる事業所で土曜日にも8時間働いた場合には

代替休暇

特に長い時間外労働をさせた労働者に休息の機会を与えることを目的として、1か月について60時間を超えて時間外労働を行わせた労働者について、労使協定により、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を与えることができるときとされ、これを代替休暇と呼びます。賃金の負担増を避ける意味においても代替休暇の導入を検討してもよいでしょう。紙面の関係で詳細の案内は割愛しますが、代替休暇を導入する場合には、就業規則の改定と労使協定の締結が必要になります。代替休暇について労使協定で定めたとしても、実際の取得については強制的に取得を義務付けすることは出来ず、個々の労働者の意思によつて決定されます。

大企業においては2010年4月から月に60時間を超える時間外労働を行つた場合、超過した時間分については50%以上の割増率を支払うことになっています。中小企業においては、はずつと適用を猶予されていましたが、2023年4月1日からいよいよその適用が拡大されます。2020年4月から開始された労働時間の上限規制によつて、労働時間の削減が図られ、60時間超の割増率が引き上げられることはそれほど大きな影響を及ぼさないと当初は予測していました。しかし実態はコロナ禍を経て雇用情勢は一層の人手不足をみせてきており、多くの事業所で月に60時間を超える時間外労働が発生する状況にあります。早めに対応策を講じて割増率の引き上げに備えていきましょう。

月に80時間残業したら

月の固定的賃金が30万円で時間外労働が月80時間となつた場合を例に計算してみます。

今年3月までは残業代は173,400円になります（月所定労働時間173時間で計算）。これが4

月以降は182,070円になり、支給合計額を比較すると1・8%の支給増となります。これは単なる試算ですが、インフレによる賃上げ対応も求められる中で、賃上げをしないにもかかわらず、人件費負担が増してしまることになりますので慎重に取り組む必要があります。月に60時間を超える時間外労働が発生している場合には、どれくらいの人件費負担増が発生するか試算してみましょう。また会議などで管理者にも情報共有し、時間外労働の発生を抑制する必要性を認識することは重要で

す。必要以上に時間外労働を行つていいなか、勤怠管理システム等で確認していくことをお勧めします。

(2023年3月31日まで)

**月60時間超の残業割増賃金率**  
**大企業は 50% (2010年4月から適用)**  
**中小企業は 25%**

1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間〕 を超える労働時間		
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

**月60時間超の残業割増賃金率**  
**大企業、中小企業ともに50%**  
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間〕 を超える労働時間		
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

&gt;2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

※厚生労働省リーフレットより抜粋

時間外労働・休日労働に関する協定（いわゆる36協定）において、特別条項を設ける場合、限度時間を超えた労働に係る割増賃金率を記載します。特別条項は月に45時間、あるいは年360時間を超える時間外労働を行う場合の割増率を記載しますので、月60時間を超える時間外労働に対する割増率を記載欄は設けられていません。したがって今回の改正施行によって特段手続きに変更は発生しません。

### 36協定については変更なし

月に60時間を超す時間外労働が発生する場合には、就業規則の改定が必要です。中小企業の場合、割増率を25%と定めていることが一般的です。時間外労働が60時間を超す場合の割増率を別途定めるようにしていきましょう。また前述の代替休暇を導入する場合にも、その旨の定めを追記しましょう。

### 就業規則の改定

## 企業間の出向・移籍の斡旋を無料で行っている公益法人です。

### 6つの取り組みで「働く」と「雇用」をサポート

- 離職する従業員の方の再就職をサポート
  - 人材を確保したい企業に対するサポート
  - 雇用を維持するための在席型出向をサポート
  - 社員の人材育成やキャリアアップの出向をサポート
  - 高齢者の再就職をサポート
  - 社員のスキルアップや研修を目的とするセミナー
- (※6.は有料となります)

### 公益財団法人 産業雇用安定センター 神奈川事務所

〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-1 横浜関内地所ビル4階  
TEL:045-680-1231(代表) FAX:045-681-0240 <https://www.sangyokoyo.or.jp/>

